

印西市イルミネーションイベント実施業務委託に係るプロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、印西市イルミネーションイベント実施業務委託（以下「本業務」という）を委託する候補者（以下「候補者」という）をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 業務内容は、別紙印西市イルミネーションイベント実施業務委託要求仕様書のとおりとする。

(委託期間)

第3条 契約締結日の翌日より令和7年3月14日までとする。

(委託上限額)

第4条 本業務の委託上限額は下記のとおりとする。

総額（消費税及び地方消費税を含む） 金39,776,000円

提案に際してはこの上限額の範囲内で、提案額を提示すること。

(参加資格等)

第5条 本業務のプロポーザルに応募できる者は、法人その他の団体（個人での応募は不可）であって、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 千葉県内に事業所又は事務所を有する法人又はその他の団体であること。
- (2) 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- (3) 3か月以上の雇用関係がある業務責任者及び主たる担当技術者を配置できること。主たる担当者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更できないものとする。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市から入札の参加資格を取り消されていないこと。
- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (6) 印西市建設工事等暴力団対策設置要綱（平成19年告示第95号）別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 印西市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (8) 官公庁（独立行政法人・特殊法人含む）が発注した同種業務（イルミネーションに係る業務）若しくは類似業務（シティプロモーションに係る業務、まちづくり及び地域活性化に係る業務等）の実績を有すること。
- (9) 事業の実施に必要な知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること。

(日程)

第6条 本業務のプロポーザルは下記の日程のとおり行うものとする。

- (1) 募集要領の配布 令和6年4月17日（水）～5月10日（金）
- (2) 質問の受付 令和6年4月18日（木）～4月24日（水）
- (3) 質問書の回答 令和6年4月26日（金）

- (4) 応募書類の受付 令和6年4月18日(木)～5月10日(金)
 - (5) 第1次審査結果通知 令和6年5月21日(火)
 - (6) 第2次審査 令和6年5月29日(水)、5月30日(木)、
5月31日(金)のいずれか1日
- 第2次審査日時は第1次審査結果通知時に市より指定します。
- (7) 選定結果の通知 令和6年6月上旬～中旬(予定)
 - (8) 契約の締結 令和6年6月中旬(予定)

(提出書類)

第7条 応募にあたっては、以下の書類を市に提出するものとする。なお、市が必要と認める場合については、追加の資料の提出を求めることができるものとする。なお、提出書類が要件(ページ数等を含む)を満たさない場合については失格とする。

- (1) 参加申込書(様式1)
- (2) 関係書類(イは正本及び電子データのみ)
 - ア 会社概要書(様式2)
 - イ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類(一般的なもの)
- (3) 業務実績等(業務実績及び資格を証する書類については正本及び電子データのみ)
 - ア 会社の業務実績(様式3)
 - イ 業務責任者の経歴・業務実績等(様式4)
 - ウ 担当技術者の経歴・業務実績等(様式5)
- (4) 業務実施体制(様式6)
- (5) 実施計画作業工程表(様式任意 A3 サイズ1ページ以内)
- (6) 企画提案書(様式任意 A4 サイズ10ページ以内)
- (7) 特定テーマに対する提案書(第10条参照)
(様式任意 (イ)・(ロ)それぞれ、A4 サイズ8ページ以内)
- (8) 見積書(様式任意 ただし値引きの表示は無効とする)
- (9) その他必要と思われる資料(様式任意)

(企画提案書の提出方法)

第8条 提出書類は下記のとおり提出するものとする。

- (1) 提出部数 正本：1部
電子データ：1部(フォーマット：PDF形式、メディア：DVD又はCD)
副本(複写)：10部
正本及び副本については表紙に委託業務名及び会社名を記載することとし、簡易製本またはホチキス止めを行い、インデックスを貼付する等、整理を行うこと。
- (2) 提出先 〒270-1396
千葉県印西市大森2364-2
印西市環境経済部経済振興課
- (3) 提出期限 令和6年5月10日(金)17時必着

- (4) 提出方法 提出先へ持参(閉庁日を除く)または郵送(郵送の場合は簡易書留に限る)

(質問及び回答)

第9条 質問は「質問書」(様式7)により提出することとする。

- (1) 提出期限

令和6年4月24日(水) 17時必着

- (2) 提出方法

印西市環境経済部経済振興課メールアドレス宛てに電子メールにて提出することとする。

提出先メールアドレス: keishinka@city.inzai.chiba.jp

- (3) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和6年4月26日(金)までに電子メールにて回答及び市のHPにて公開することとし、再質疑は受け付けないものとする。

(提案書等作成上の留意事項等)

第10条 企画提案書を作成するにあたり下記の事項に留意することとする。

- (1) 企画提案書の書式

A4横書き表示とし、ページ番号を付することとする。なお、用紙方向は任意とする。なお、A3サイズの図面等がある場合は、A4サイズに折り込むこと(A3サイズを使用する場合については、A4サイズ2枚分として取り扱うこととする)。片面両面は問わないがページ数を遵守すること。用紙は任意とし、カラー白黒等の色の指定はしない。

- (2) 企画提案書の制限

①企画提案書に盛り込む提案は、一案に限ることとする。

②企画提案書は、表紙及び別に添付するカタログ・パンフレット等を除き、A4サイズ10ページ以内の構成とすることとする。

③用紙方向が縦長の場合は用紙左側に、用紙方向が横長の場合は用紙上側(それぞれ綴る側)に25mm以上の余白を設けることとし、文字サイズは概ね11ポイント以上を使用することとする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

- (3) 特定テーマの課題について

①特定テーマは、

(イ) 「エリアごとのテーマ、メッセージ性を持たせたイルミネーションの提案」

(ロ) 「市民参加型の点灯式やクリスマスイベント、フィナーレイベントなど、賑わいの創出を目的としたイベントの提案」

の2つとする。

②特定テーマに対する提案書は、表紙及び別に添付するカタログ・パンフレット等を除き、(イ)・(ロ)それぞれ、A4サイズ8ページ以内の構成とすることとする。

- (4) 提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の取扱い

- ①提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ②企画提案書等提出後における当該企画提案書等の内容の追加又は変更は原則として認めない。
- ③提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ④提出された企画提案書等は、審査等の過程において複製することがある。
- ⑤本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）に基づき提出書類を公開することがある。ただし、不開示情報として印西市情報公開条例第7条第3号のア又はイ（会社が保有する技術的提案事項）に該当する部分がある場合は、提案書の末尾等にその箇所を記載することにより、不開示情報とする。（記載例：印西市情報公開条例第7条第3号イに該当するものとして企画提案書5頁から7頁までの全部）
- ⑥本要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、審査委員会で協議の上、決定する。

(審査委員会)

第11条 候補者の選定等に関する審議を行う機関として、印西市イルミネーションイベント実施業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置し、次の各号に掲げる事項を調査及び審議した上で、候補者を選定するものとする。

- (1) プロポーザルにおける評価基準の決定
- (2) 企画提案書の審査及び候補者の選定
- (3) その他必要と認める事項

2 審査委員会の設置に関する定めは、別に定める「印西市イルミネーションイベント実施業務委託に関するプロポーザル審査委員会設置要領」によるものとする。

(審査方法)

第12条 審査委員会は、企画提案書の評価及び候補者の決定のため、以下の審査を行うこととする。

- (1) 選考は第1次審査と第2次審査の2段階を基本とする。
- (2) 第1次審査は、プロポーザル選定基準に基づき2つの評価項目の書類審査を事務局で行い、評価得点の合計が高い上位3者を通過者とする。なお、第3位が同点の場合は見積もり金額が最も安い業者を通過者とする。
- (3) 第2次審査はプロポーザル選定基準に基づき、企画提案内容、2つの特定テーマの評価項目の書類審査及び、ヒアリングを実施する。準備時間は5分とし、プレゼンテーションの持ち時間は15分以内、質疑応答を20分程度とし、審査を行うこととする。なお、順番は企画提案書の提出順とするが、同時受付の場合はくじ引きにより順番を決定する。

- ①参加人数：業務責任者及び主担当技術者を含む4名以内とする。

本業務に係る業務担当者は必ず出席すること。

②内容説明：企画提案書などに基づく説明を行うこと。

企画提案書を補足する資料等の使用も可能とする。

③配布資料：配布資料は説明画面と同一のものに限る。

④その他：パソコン等の電子機器を利用する場合には、事前に本市に連絡をすること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコンなどのその他の機器は提案者が持参すること。

(4) 契約事業者の特定については、各委員が提案者ごとに評価を行った後に、各委員の第2次審査の得点の合計を合算した総合得点の最も高い提案者を候補者として決定する。以下、総合得点の高い順に次順位候補者とする。

(5) 総合得点が高点の場合は評価項目のうち以下の優先順位により、評価点の高い候補者を選定するものとする。

優先順位

①特定テーマ（イ）、（ロ）の合計点

②見積金額

(6) 参加者が1者の場合は、その参加者を対象にプロポーザルを実施し、評価基準の総合得点の60%以上の点数を取得したときに候補者とすることができる。

(7) 審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。また審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(8) 提出された企画提案書が次の各号に掲げる条件に該当する場合は、その旨を審査委員会に報告するものとする。

①提出方法、提出書類、提出先及び期限に関して、条件に適合していない場合。

②見積価格が予算額を超えている場合。

③作成要領に指定する条件に適合しない場合。

④記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

⑤記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

⑥許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。

⑦プロポーザルに虚偽の記載がある場合。

⑧プロポーザルに記載された担当者が、選定後に担当できない場合。

⑨選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

⑩その他、要領に違反した場合。

(評価基準)

第13条 審査を行うための評価項目及び配点については以下の通りとする。

1次審査

(1) 企業の組織力及び実績（配点：40点）

(2) 見積金額の妥当性（配点：10点）

2次審査

(3) 企画提案書（全般）の内容（配点：85点）

(4) 特定テーマ（イ）に対する提案内容（配点：30点）

(5) 特定テーマ(ロ)に対する提案内容(配点:30点)

(6) プレゼンテーション(配点:25点)

(選定結果の通知)

第14条 審査委員会で候補者を選定し、選定結果については令和6年6月中旬に提案者に文書による通知を行うこととする。

(業務委託)

第15条 審査委員会で選定された候補者との間で、本業務の詳細についての協議を行うものとする。

2 業務委託の内容は、選定されたプロポーザルの内容に限定することなく、前項による協議内容に基づき委託契約を締結するものとする。

3 本業務についての、原則として主たる部分の再委託は認めない。なお、主たる部分についてはイルミネーションイベントの企画立案及び設置設計をいう。

4 業務委託の対象は審査委員会で選定された候補者とするが、必要に応じて他の事務所等との業務分担あるいはその他の協力を妨げないものとする。

5 本業務の一部を再委託する場合については、事前に市に届け出て承認を得ることとする。

6 本業務におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権、その他の無体財産権は全て市に帰属することとする。

(担当課)

第16条 業務を行うにあたり下記を担当課とする。

(1) 所在地 〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

(2) 担当課 印西市環境経済部経済振興課

(3) 電話 0476-33-4477

(4) FAX 0476-42-7242

(5) E-mail keishinka@city.inzai.chiba.jp

(6) 担当 入江

附則 この要領は、令和6年4月17日から施行する。